上天草市重層的支援体制整備事業の実施体制

地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律（令和２年法律第５２号）に伴う社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するために、市町村において既存の相談支援や地域づくり支援に取り組みを活かし「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。
これにより本市においても令和８年度から、上天草市重層的支援体制整備事業を下記のとおり実施します。

